

## 北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）表彰事務の取扱について

令和7年4月30日

### ○ 要領「2 表彰の基準及び要件」（抜粋）

表彰の要件は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 消費者団体における諸活動に10年以上精励し、他の模範と認められる者。
- (2) 地方公共団体における消費生活相談員として、その業務に10年以上精励し、他の模範と認められる者。
- (3) 企業における消費者関連部門において、その業務に10年以上精励し、他の模範と認められる者。
- (4) その他消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に10年以上精励し、他の模範と認められる者。

### 1 要件(1)～(4)について

#### (1) 表彰事務取扱要領2の(1)について

「消費者団体における諸活動」とは、消費者団体において会員として、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第8条第2項第3号から第6号で規定する事務に係る消費生活関係の活動（消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図る活動）を行っていることをいう。

#### (2) 表彰事務取扱要領2の(2)について

「その業務」とは、法第8条第2項第1号及び2号で規定する事務（消費者に対する相談、苦情の処理のあっせん）をいう。

#### (3) 表彰事務取扱要領2の(3)について

「その業務」とは、消費者団体及び地方公共団体を除く法人等において、同法人等に雇用された者が行う上記(1)又は(2)に準ずる事務及び活動のことをいう。

#### (4) 表彰事務取扱要領2の(4)について

「消費者利益の擁護及び増進を図るため」の「消費者支援活動」とは、所属する団体等を問わず、個人が行う上記(1)又は(2)に準ずる事務及び活動」をいう。

### 2 共通事項について

#### (1) 候補者とならない者

- ① 過去に消費者支援功労者表彰（消費者庁）及びこれに類する表彰等、又は同一の功績で北海道知事表彰を受けた者。
- ② 次の各号の一に該当する者
  - ア 破産者又は成年被後見人若しくは被保佐人
  - イ 刑事事件に関して、現に起訴されている者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
  - エ 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
  - オ 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
  - カ その他表彰することが適当でないと思われる者

#### (2) 審査について

候補者の選考に当たっては、次の項目により審査する。

- ① 従事年数 ② 年齢 ③ 役職歴 ④ 受賞歴
- ⑤ 事績（取組の効果が及ぶ範囲〈全道・振興局管内・市町村〉）
- ⑥ 特に顕著な功績 ⑦ 過去の推薦歴